

小中学校における新たな教育制度

1 本市小中学校教育の担う役割

義務教育制度は、全ての国民に「人格の形成」と「国家・社会の形成者の育成」を図る最も組織的かつ重要な制度であり、戦後日本の発展のための人材育成に大きな成果を挙げた。しかしながら、現在、義務教育に係る問題の顕在化や地方分権の進展に伴い、本制度の見直しについて論議されている。このような中、昨年の中教審において、国の責任で学校の教育水準を確保しながら、市区町村と学校の主体性及び創意工夫により、地域の実態に応じた適切な義務教育を展開するよう答申が出された。

このため、本市においては、学校教育上の課題解決や今後の学校教育のニーズへの対応を考慮し、以下のような小中学校教育を推進する必要があると考える。

(1) 基礎学力の完全定着と体力向上を図る学校教育

格差社会が懸念される中、宇都宮市の児童生徒のほとんどが通学する公立小中学校において、「基礎学力の完全な定着」と「体力の向上」を図ることは極めて重要であり、多くの市民が望んでいるところである。特に、学力については、基本的な生活能力の基礎となる知識や技能といった学力はもとより、市民生活を営む上で必要な思考力・判断力・表現力、今後の社会に必要不可欠な力である英語力などを、発達段階に応じた適切な指導により、義務教育9年間を通して確実に習得できる学校教育が必要である。また、体力については、小中の連携を十分に図りながら、健康に対する自己管理能力を高めるとともに、発達段階に応じながら計画的系統的に体力向上を目指す必要がある。

(2) 人や社会とかかわる力を育てる学校教育

少子化、高度情報化が進展する中、コミュニケーション力を育成し、社会性を育むことは、今後の社会をたくましく生き抜く上で大変重要である。特に、人格の基礎を培う小中学校では、地域や企業人、外国人、高齢者等、様々な人と触れ合う活動を通して、異なる文化や生活習慣を互いに尊重し共に生きようとする態度や他人を思いやる豊かな心など、社会生活をする上で最低限必要とされる社会性の基礎を、家庭、地域、異種学校との連携を図るなどして、すべての子どもたちに確実に身に付けさせる教育が必要である。

(3) 子どものよさを伸長する学校教育

国家・社会の形成者として、最低限身に付けなくてはならない学力や体力、社会性などの豊かな人間性の上に立って、児童生徒一人一人のよさを生かし伸ばす学校教育

を展開することは、児童生徒の自己実現を図る観点から極めて重要である。このため、子どもたちの夢を実現できるよう、小中学校9か年の長いスパンに立ち、子どもの「よさ」を多くの教員が見取るとともに、発達段階に応じた適切な指導を徹底し、子どもの「よさ」を最大限伸長する学校教育が必要である。

(4) 産業人としての基礎を育む学校教育

経済の低迷化による若年失業率が増加する中、子どもたちには、将来、自己の「夢」の実現や生計を立てることなどを目的に、産業社会の中で「働く」という義務の自覚を深める必要がある。この産業社会で活躍するためには、高い職能をもつことが求められる高等学校や高等教育が大きな役割を担ってきた。しかしながら、昨今の傾向として、職能教育の最も基礎となる自己の特性の理解や望ましい職業観・勤労観を育成する教育が大きく揺らいでおり、小中学校における子どもの発達段階に応じたキャリア教育を企業などとの連携を密にしながら行う学校教育が必要である。

(5) 教育ニーズに対応できる学校教育

宇都宮市においては、全ての学校において社会の一員としての基礎基本を身に付けさせる学校教育を展開している。また、これに加え、本市の実情を踏まえた特色ある教育や、情報技術や語学力の習得など多様化した市民ニーズに対応する教育が、今後の学校教育も求められる。このため、本市の実情を踏まえて研究を進めたり、児童生徒や保護者が選択できる新しいタイプの学校を創設し、今後の21世紀社会をたくましく生きる資質や能力を身に付けさせる学校教育が必要である。

2 本市教育制度の見直しの基本的な考え方

小中学校教育の目的は、先にも述べたとおり、国家・社会の形成者として誰もが習得すべき最低の資質・能力を身に付ける目的とその上に立ち子どもの「よさ」を伸長するという目的に大別できる。この2つの目的はどちらも極めて重要であり、本市小中学校教育の現状と課題を踏まえ、次のような考え方に基づく制度の見直しが必要である。

(1) 学力向上と学校生活適応を目指す全小中学校を対象とした教育制度の見直し

ア 一貫教育制度〔注1〕

学習内容の定着や学校への適応に係る課題の一因が、本市小中学校間の連携にあることから、発達段階に応じた適切な指導を徹底するとともに、子どもの「よさ」を最大限伸長する学校教育を実現するため、一貫教育制度を導入する。本市一貫教育制度においては、学習内容や方法をひとまとまりとし、カリキュラムや指導方法の系統性を図りながら、子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育を展開する。

(2) 子どもの「よさ」の伸長を目指す特定機能をもつ学校教育制度の見直し

ア 特定機能をもつ学校の設置

地域に根差した教育を基本にしながらも、本市における教育課題解決を目指す教育ニーズと市民の学校教育に対するニーズに対応できる特定機能を現学校にもたせた新しいタイプの学校を設置する。特定機能については、教育課題への対応を目指した、小規模特認校や研究開発校、小中一貫教育校、特別支援教育パイロット校などが考えられる。

イ 宇都宮版特認校制度の導入

本市小中学校は、地域に根ざした学校教育を展開することから、学区制はこれまで同様に維持する。しかしながら、子どもの「よさ」を伸長する観点から、特定の機能をもつ学校においては、通学区域を弾力化して一定地域から通学ができる宇都宮版特認校制度を導入する。

〔注1〕一貫教育制度の形態は、一体型の施設（一体型）を建設して小中一貫教育を行うことはもとより、小中学校間が分離している施設（連携型）や隣接する小中学校施設（併設型）を活用して教育を行う形態がある。